

賃金、配置転換、解雇、雇止め、パワハラ、団体交渉など
労使トラブルでお悩みの労働者・使用者の皆様へ

埼玉県労働委員会のおっせん

労使紛争の円満な解決を お手伝いします！

- 経験豊富な **おっせん員**が労使の間に入って
中立・公正な立場で話し合いをとりもちます。
- 労使双方の主張を伺い、お互いが受け入れられる合意点
を探り、**歩み寄りによる解決**を目指します。

無料
簡単
迅速

秘密厳守

労使
どちらからでも
申請できます

お気軽にご相談ください！

埼玉県労働委員会事務局

TEL 048-830-6452
6465

FAX 048-830-4935

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県庁第三庁舎 4階

ホームページ

埼玉県労働委員会

検索



彩の国  埼玉県

労働委員会は、公益・労働者・
使用者の立場を代表する委員
で構成された、労使紛争を解決
するための専門的な都道府県
の行政機関です。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

あっせんの対象となる労使紛争の例

- ・一方的に賃金を引き下げられた
- ・会社から契約を更新しないと言われたが、理由に納得できない
- ・従業員が転勤に理由なく応じてくれない
- ・職場のパワハラが改善されない
- ・労働組合と使用者の団体交渉が円滑に進まない

※ 労使間の話し合いが行きづまるなど、自主的に解決できない状況になっている場合、あっせんの対象になります。

あっせんによる解決のメリット

- ・手続きが簡単で無料です。
- ・秘密厳守、非公開です。
- ・あっせん回数は原則 1 回で、短期間で解決を目指します。
- ・双方の歩み寄りによる解決を目指すので、労使の円満な関係構築につながります。
- ・紛争のそれ以上の拡大や長期化を防げます。

Q あっせん員には誰になりますか？

A 公益、労働者、使用者を代表する三者があっせん員になります。

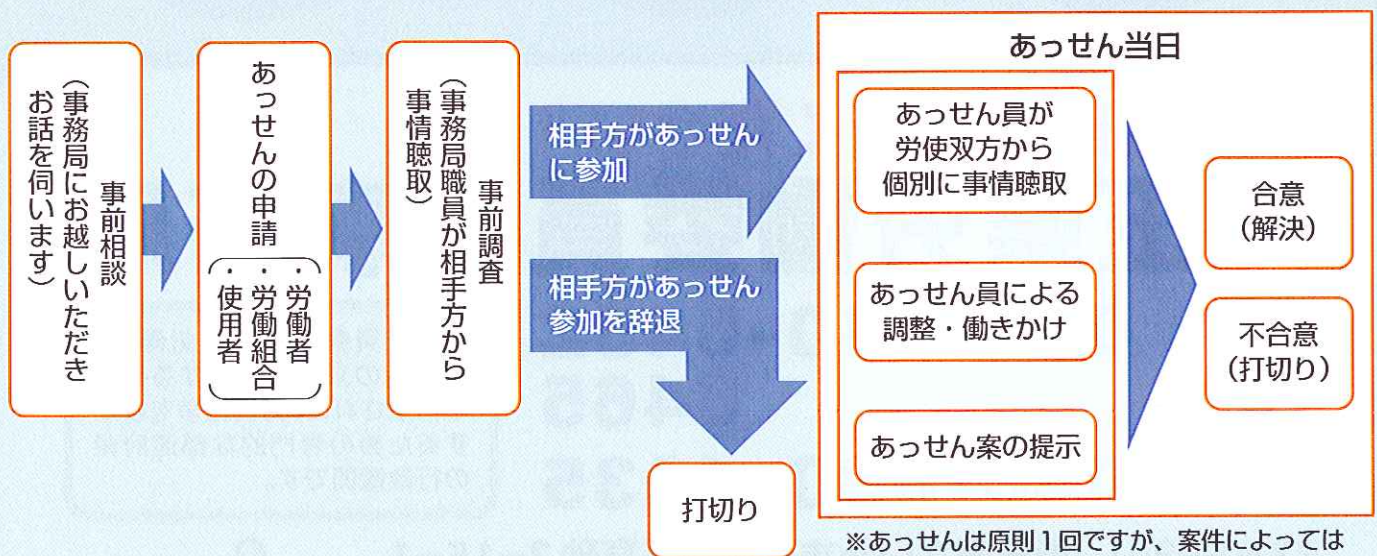
Q あっせんはどこで行われますか？ 時間はどれくらいかかりますか？

A 原則として、埼玉県庁第三庁舎 4 階にある労働委員会の審問室等で行います。
通常の場合、申請から 30～40 日後にあっせんが行われます。
1 回のおっせんは、3 時間程度です。

Q 相手方があっせんに参加を望まない場合はどうなりますか？

A 事務局職員があっせんに参加するよう勧奨・説得しますが、それでも相手方が参加に応じない場合は打ち切りとなります。

Q あっせんの流れは？



あっせんではなく、まずは **労働に関する相談** をご希望の場合は、こちらをご利用ください。

埼玉県労働相談センター TEL 048-830-4522 (電話相談受付 平日 9時～16時30分)

(賃金や労働時間、職場の人間関係などで悩んでいる労働者や、労務管理上の問題などで悩んでいる使用者からの相談窓口)